
十勝圏複合事務組合中間処理施設
整備・運営事業
実施方針に関する質問への回答

令和5年1月10日

十勝圏複合事務組合

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1章	1	(6)⑤ イ(ウ)	運営業務	「運営事業者は、余剰電力を第三者に販売するものとするが、余剰電力に係る収入については、組合の収入とする」とありますが、余剰電力について貴組合にて、入札等で販売するという事によろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	第2章	1	(6)⑤ イ(ウ)	運営業務	「余剰電力は第三者に販売するもの」とありますが、販売先等も事業者が決めると理解してよろしいでしょうか。	No. 1を参照してください。
3	2	第1章	1	(6)⑤ イ(オ)	運営業務	「運営事業者は、本施設において回収される資源物について、場内にて保管・貯留し、組合の指定する資源化業者への引き渡し、または運搬までを行う。」とありますが、 ①公告時に引き渡しまたは運搬どちらになるか場所も含めてご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 ②引き渡しまたは運搬の条件が応札時点でご指定いただけない、また、運営期間内で条件が変更となる場合の費用清算方法について、公告時にご指定いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
4	4	第2章	2	(1)	事業者募集・選定スケジュール 「入札公告」	予定価格は入札公告時に公表されるとの理解で宜しいでしょうか。応札を検討する際の重要な判断材料となりますので、公表頂くことを希望致します。	お見込みのとおりです。
5	4	第2章	2	(1)	事業者募集・選定スケジュール 「入札公告」	提案価格の定量化審査において、定量化限度額の設定はございますでしょうか。また、設定される場合には入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
6	6	第2章	3	(1)②	入札参加の構成等	共同企業体を構成する場合、「本施設の建築物の設計・建設を行う者」は協力企業でも良いと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	6	第2章	3	(1)② ④	入札参加の構成等	共同企業体を組成する場合、形態（甲型、乙型）及び比率は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	7	第2章	3	(2)① ウ (2)② ア (2)② イ	各業務を行う者の要件 「監理技術者」	入札参加資格審査書類に本事業の配置予定監理技術者の提示は必要となりますでしょうか。 また、提示の必要がある場合、入札参加申請時には監理技術者資格を有する監理技術者経験者を候補者として複数人提出させていただき、実施段階でその中から選任することをお認めいただけないでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：要件を満たす候補者を複数人提出いただくことで結構です。
9	7	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件	「本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」とありますが、監理技術者について、設計製作期間と工事期間での交代は認められるでしょうか。 (尚、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められております。)	設計製作期間と工事期間で同一であることが望ましいですが、法令等を満足する範囲においては、落札者と協議により合理的な場合には変更を可とします。
10	7	第2章	3	(2)② イ(1)	大型・不燃ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	大型・不燃ごみ処理施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証とは、「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る資格と理解してよろしいでしょうか。	「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」のいずれかのうち、帯広市競争入札参加資格者名簿に登録されている業種としてください。
11	7	第2章	3	(2)② イ(1)	大型・不燃ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（粗大ごみの処理を行う高速回転破碎機設置施設）のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること」とありますが、粗大ごみ処理施設単独の実績のみならず、同一の事業としてごみ焼却施設に併設された粗大ごみ処理施設プラント設備に係る設計・建設工事の受注実績も、要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	8	第2章	3	(2)③ ア	本施設の運営・維持管理を行う者の要件	入札参加資格審査書類に本事業の配置予定現場総括責任者の提示は必要となりますでしょうか。 また、提示の必要がある場合、入札参加申請時には廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する現場総括責任者経験者を候補者として複数人提出させていただき、実施段階でその中から選任することをお認めいただけないでしょうか。	要件を満たす候補者を複数人提出いただくことで結構です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	8	第2章	3	(3)②	構成企業の制限	「帯広市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されていない者」との記載がありますが、運営業務において構成員や協力企業になり得る企業は建設工事には登録していない可能性が高いです。建設工事の文言を削除して頂き、「帯広市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者」と変更して頂けないでしょうか。	「帯広市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者」に修正します。
14	9	第2章	3	(3)⑬	構成企業の制限	「本事業に係る審査委員会の審査委員、審査委員が属する法人及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者」と記載がありますが、公平性の観点から審査委員との取引がある企業も制限されるものと理解してよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとします。
15	9	第2章	3	(5)①	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者の設立は「事業契約の本契約締結までに、」行う旨記載ございますが、運営事業に関する仮契約の締結は代表企業が貴組合と取り交わすとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
16	10	第2章	4	(4)	著作権	「契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。」とございますが、本事業の公表の目的とは、本事業の審査結果の公表の目的との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	12	第4章	2	(3)	焼却処理施設の概要	新中間処理施設整備基本計画（令和4年12月）87頁5.5.4(1),7)に「誘引通風機、押込送風機、空気圧縮機、その他の機械は、原則として専用の室に収納」とありますが、将来の機器更新を容易にするため、炉室等の建築躯体内に収納し、かつ機器自体にラギング材等による防音被覆を施し、さらに労働環境への配慮と敷地境界での法令順守を条件に、専用室内への設置を省略する提案をお認めいただけないでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
18	12	第4章	2	(4)	大型・不燃ごみ処理施設の概要	大型可燃ごみの粗破碎について、破碎機の形式は事業者の納入・運用実績を鑑み事業者提案としてよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	12	第4章	2	(4)	大型・不燃ごみ処理施設の概要	処理方式欄にて、大型不燃ごみの選別は「磁力選別、可燃物選別、不燃物選別、アルミ選別」の記載がありますが、不燃物を問題なく焼却処理可能な場合は、可燃物と不燃物の選別は不要としてもよろしいでしょうか。この場合、破砕物選別機の設置については、事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
20	12	第4章	2	(4)	大型・不燃ごみ処理施設の概要	新中間処理施設整備基本計画（令和4年12月）56頁5.3.2(2)1)②において「大型の切断機を導入」、74頁5.4.2(2)3)において「大型可燃ごみ粗破砕機形式 二軸式」の記載がありますが、どちらの方式とするかは事業者提案でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
21	12	第4章	2	(4)	大型・不燃ごみ処理施設の概要	新中間処理施設整備基本計画（令和4年12月）75頁5.4.2(3)1)において「コンベヤは鋼板製を標準とし」と記載されていますが、コンベヤフレーム、カバー類を鋼板とし火災対策を講じたうえで、搬送部分は難燃性の材質とする提案は可能と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
22	13	第4章	2	(4)	大型・不燃ごみ処理施設の概要	処理方式欄にて、不燃ごみは「破袋＋選別・・・（後略）」と記載されていますが、破袋後の袋は後段の異物除去コンベヤ上で作業員が袋類を除去する方式と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
23	18	用語集			用語の定義	「建設事業者」が共同企業体の場合、企業体の形態には特に制約が無いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 7を参照してください。
24	22	別紙2	リスク分担表	共通	計画変更	新中間処理施設整備基本計画（令和4年12月）71頁5.4.2(1)5)において、大型可燃ごみ：約190㎡程度、大型不燃ごみ約340㎡程度と記載があります。一方で、提案仕様書（令和4年3月）17頁第2 1(4)イにおいて、大型不燃ごみと大型可燃ごみの重量比はそれぞれ35%、65%を標準とすると記載されています。新中間処理施設整備基本計画の記載を正と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
25	22	別紙2	リスク分担保	共通	物価変動	施設の供用開始前の物価変動に関するリスクは事業者が負う旨記載ございますが、本事業の建設工事期間中に賃金等に急激な変動が発生した場合は請負代金額の変更の協議を請求できるものとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等にて示します。
26	22	別紙2	リスク分担保	共通	物価変動	「注1 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。」とございますが、入札時と運営開始時を比較して物価変動が生じた場合、その変動の度合いによっては運営費用について見直しの協議をさせていただくことは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等にて示します。
27	22	別紙2	リスク分担保	共通	物価変動	共通の物価変動において、現時点で決まっている一定程度の具体的な内容がありましたら提示願います。また、指標等より逸脱する予期することのできない物価上昇が生じた場合は、別途協議可能との認識でよろしいでしょうか。	No. 26を参照してください。
28	22	別紙2	リスク分担保	共通	物価変動	注1に「一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する」とありますが、「一定程度」の具体的な判断基準は、公告時にご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 26を参照してください。
29	22	別紙2	リスク分担保	共通	物価変動	施設の供用開始前後でリスク分担保者が貴組合及び事業者間で切り替わっておりますが、金額の決定は契約締結時点であることを鑑み、契約締結前を事業者、契約締結後を貴組合リスクとして頂けないでしょうか。	入札公告時に入札説明書等にて示します。
30	22	別紙2	リスク分担保	共通	不可抗力	天災、暴動等の不可抗力には新型コロナウイルス等の感染症も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス等の感染症そのものが、不可抗力と考えることは困難であることから、国及び道の通知等に基づく対応を基本として協議します。
31	22	別紙2	リスク分担保	共通	不可抗力	不可抗力には新型コロナウイルス等の感染症も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 30を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
32	22	別紙2	リスク分担保	共通	不可抗力	不可抗力リスクのリスク分担者として、事業者が副分担として記されていますが、具体的な割合等は入札公告時にお示し頂けるものと理解してよろしいでしょうか。 一般的には係る費用の総額のうち、請負金額の1/100までが事業者の負担割合であると理解しています。	入札公告時に入札説明書等にて示します。
33	22	別紙2	リスク分担保	共通	不可抗力	注2に「費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する」とありますが、「一定程度」の具体的な判断基準は、公告時にご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 32を参照してください。
34	22	別紙2	リスク分担保	共通	不可抗力	建設期間中の不可抗力リスク対応として、費用面に加え、工期に関してもご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等にて示します。
35	23	別紙2	リスク分担保	建設段階	施設損傷	施設損傷は事業者ではコントロールできない要素にて起こり得ることから、以下のようなリスク分担とさせていただけないでしょうか。 貴組合リスク：貴組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の重大な管理不備の場合を除く） 事業者リスク：事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷	実施方針のとおりとします。
36	23	別紙2	リスク分担保	運営段階	ごみ量変動	廃棄物量の確保は事業者側でコントロールできないため、事業者の副分担は除外して頂けますでしょうか。また「確保できない」にはごみ量が超過する場合も含まれていると理解してよろしいでしょうか。	前段：受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制にて対応するため、一定程度を事業者にて負担してもらうことから副分担としていません。 後段：発生した事象により判断することになります。
37	23	別紙2	リスク分担保	運営段階	受入管理/ 施設損傷	搬入物のリチウムイオン電池等の混入による火災等、事業者が善良な管理者として注意義務を果たした上で不可避だった場合にはリスクは組合様にて分担されるものと理解してよろしいでしょうか。	発生した事象により判断することになります。